

○南会津町保養所条例

平成18年 3 月20日

条例第108号

(設置)

第1条 町民の福祉の増進と保養のための施設として、南会津町保養所（以下「保養所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南会津町古町温泉赤岩荘	南会津町古町字太子堂186番地 2
南会津町小豆温泉窓明の湯	南会津町大桃字駒ヶ嶽山10番地 1

(指定管理者による管理)

第3条 保養所の管理は、南会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の定めるところにより、町長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 温泉施設の利用、飲食物の提供及び物品の販売業務
- (2) 保養所の利用の許可に関する業務
- (3) 保養所の利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務
- (4) 保養所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保養所の管理運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条 削除

(利用の許可)

第6条 保養所の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、あらかじめ町長の承認を得て保養所の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保養所の利用を許可しない。

- (1) その利用が保養所の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他保養所の管理上支障があるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第7条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の制限）

第8条 利用者は、保養所を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は保養所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保養所への入館を拒否し、又は保養所からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 保養所の管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、保養所の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊南村保養所設置条例（平成17年伊南村条例第10号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以前に発行された1回券及び11回券は、この条例の施行の日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成22年条例第20号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第28号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分		種類	利用料金
町民	大人	1回券	400円
		11回券	4,000円
		年間券	24,000円
	高齢者	1回券	300円
		11回券	3,000円
		年間券	18,000円
町民以外	大人	1回券	700円
		11回券	7,000円
		年間券	31,000円
共通	小人	1回券	200円
		11回券	2,000円
		年間券	12,000円

備考

- 1 町民とは、南会津町に住所を有する者をいう。
- 2 高齢者とは、南会津町に住所を有する満65歳以上の者をいう。
- 3 年間券は、発行日より1年間有効とする。

- 4 小人とは、小学生をいう。
- 5 未就学児は、無料とする。
- 6 この表における利用料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を含む額とし、南会津町税条例（平成18年南会津町条例第72号）に規定する入湯税は除く額とする。